

## 総合法律相談センター

〒530-0047 大阪市北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会館 1階

☎06-6364-1248



京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分  
地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1番出口から徒歩約10分  
地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分  
JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

## なんば法律相談センター

〒542-0076 大阪市中央区難波 4-4-1 難波駅前四丁目ビル4階

☎06-6645-1273

## 堺法律相談センター

〒590-0075 堺市堺区南花田口町 2-3-20 三共堺東ビル6階

☎072-223-2903

## 岸和田法律相談センター

〒596-0054 岸和田市宮本町 27-1 泉州ビル2階

☎072-433-9391

## 谷町法律相談センター

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-1-9 MG 大手前ビル5階

☎06-6944-7550

## 南河内法律相談所

〒584-0031 富田林市寿町2-6-1 大阪府南河内府民センタービル1階

☎06-6364-1248



パソコンからは  
<https://soudan.osakaben.or.jp/yoyaku/index.php>

携帯電話からのアクセスはこちら▶  
[https://soudan.osakaben.or.jp/yoyaku\\_smart/](https://soudan.osakaben.or.jp/yoyaku_smart/)



# 個人再生手続を

## 申し立てるとき



※法律相談リーフレット  
『最後の手段』破産を申し立てるとき』  
も併せてご覧ください。

それは突然だったり、考えに考えた結果だったり、  
小説やドラマの話ではなく現実になったとき、  
あなたにはできることがあります。  
頼ってください。  
私たちが力になります。

## Q1 個人再生手続とはどのようなものですか？

**A1** 借金を抱えて返済ができなくなった人が、裁判官が認めた「再生計画」に基づいて、一定の範囲に減額した返済総額(⇒Q5)を原則3年(最長5年)で支払うこととし、残りの債務については免除を受ける手続です。個人再生手続には、「小規模個人再生手続」と、給与所得者の方(これに類する定期収入がある方を含む)が利用できる「給与所得者等再生手続」があります。

## Q2 個人再生手続を利用できる要件は何ですか？

**A2** ① 個人の債務者であること(法人は利用できません)  
② 将来において継続的・回復して収入を得る見込みがあること(小規模個人再生手続の場合)、給与等の定期的な収入を得る見込みがあり、その額の変動の幅が小さいこと(給与所得者等再生手続の場合)  
③ 住宅ローンを除く債務額が5000万円以下であることの3要件をすべて満たす場合に利用できます。

## Q3 派遣社員や契約社員でも利用できますか？

**A3** 収入要件(A2の②を参照)を満たせば利用可能です。

## Q4 小規模個人再生手続と給与所得者等再生手続はどう違いますか？

**A4** 小規模個人再生手続では、再生計画案(返済計画を定めたもの)について、債権者の書面による決議が必要ですが、給与所得者等再生手続では、決議は不要です(債権者の意見聴取のみで足りる)。

法律相談をご希望の場合は、裏面に記載の各センターにお電話のうえ、予約をお取りください。WEBでも法律相談の予約が可能です(24時間受付/裏面のQRコードからアクセスしてください。)

## Q5 返済総額(原則3年で返済する額)は、どの程度ですか？

### A5

	債務額(住宅ローンを除く)	返済総額
①	100万円未満	債務額全額
②	100万円以上500万円未満	100万円
③	500万円以上1500万円未満	債務額の20%
④	1500万円以上3000万円未満	300万円
⑤	3000万円を超え5000万円以下	債務額の10%

※給与所得者等再生手続の場合は、可処分所得額の2年分の額と、上記①～⑤の額を比べて、多い方の額の返済が必要です。可処分所得とは、収入合計額から、税金や最低生活費などを差し引いた額です。  
※財産のある場合、財産の価値と比べて、多い方の額となります。

## Q6 住宅ローンの残っている自宅はどうなりますか？

**A6** 住宅ローンについての特則(住宅ローン条項)を利用して自宅を失わずに済む方法があります。この場合には、A5の返済金とは別に住宅ローンを支払う必要があります。また、事前に銀行などの住宅ローン債権者と打ち合わせをしておくことが望まれます。



## Q7 破産手続とはどこが違いますか？

**A7** おおむね、以下のような違いがあります。もっとも、個別の事情に基づき、この表の内容とは異なる結果となる場合もありますので、詳しくは弁護士にご相談ください。また、パンフレット「最後の手段 破産を申し立てるとき」も併せてご覧ください。

	破産	個人再生
自分の財産の処分	必要(ただし99万円までは残せる)	不要
債務の返済	不要	一部必要(⇒Q5)
自分名義の自宅を残せるか	残せない	残せる場合がある(⇒Q6)
個人事業の継続	困難	可能
資格制限	あり	なし
債務が消えない可能性(免責不許可制度)	あり(浪費・ギャンブル、詐欺など)	なし

## Q8 任意整理とはどこが違いますか？

**A8** 任意整理では、多くの場合、利息制限法に基づく引き直し計算をして算出した残債務を分割返済することの合意がなされますが、元本の免除が認められることはありません。個人再生では、利息・損害金を含めた債務額の8割ほどが免除されることが多いようです。

## Q9 個人再生・破産・任意整理のそれぞれの費用の目安はいくらぐらいですか？

**A9** ① 個人再生手続は専門的知識が必要ですので、弁護士に依頼することをお勧めします。その場合、4万円程度の実費と30万円程度の弁護士費用が必要です。ただし、住宅ローンの特則を利用する場合は、弁護士費用は40万円程度となります。  
② 任意整理は弁護士に依頼することが一般的です。弁護士費用は債権者1社あたり2万円程度の着手金と処理結果に応じた報酬金とされることが多く、個人再生の弁護士費用より低額となる場合があります。  
③ 破産手続の弁護士費用は、個人再生手続と同程度であることが多いのですが、事案によってはより高額になります。  
※日本司法支援センター(法テラス)を利用できる場合もあります。